

【公表】

整理番号	127
契約番号	5農振財契第1379号
件名	就農準備支援事業の利用者募集方針策定業務委託
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和6年12月27日まで
契約方式	希望制プロポーザル方式
希望申出要件	別紙「実施要領」に記載のとおり
希望申出期間	令和6年3月11日(月)から令和6年3月18日(月)まで(郵送「可」、但し期間内必着) 午前10時から午後5時まで(正午～午後1時は除く)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	以下の書類を郵送又は持参してください。
	(1) 企画提案参加希望票〔様式1〕(必要事項を記入・押印)
	(2) 会社概要・実績一覧表〔様式2〕(必要事項を記入)
	(3) (2)に記載した実績のうち契約書など、契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写し(少なくとも1部)
指名通知	令和6年3月26日(火) ※指名する方のみ通知します。
質問受付期間	令和6年3月27日(水)から令和6年4月3日(水)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年4月12日(金)午後5時まで【必着・厳守】
プレゼンテーション審査	日時 令和6年4月22日(月)の指定する時間 ※時間は別途連絡 場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1)
選定結果通知	令和6年4月23日(火)
備考	(1) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によります。 (東京都物品買入れ等指名競争入札参加指名基準に準じます)。 (2) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (3) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (4) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一案件に参加することができません。 (5) 審査結果(受託者の名称、契約金額等)は当財団HPで後日公表します。予めご了承ください。
契約担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 電話 042-528-0721
事業担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 電話 042-528-1357 Email noujojunbi@tdfaff.com

仕 様 書

1 件 名

就農準備支援事業の利用者募集方針策定業務委託

2 履行期限

契約確定の日の翌日から令和6年12月27日まで

3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が指定する場所

4 目 的

都内では、新規就農希望者が貸借可能な農地が不足しており、農地を貸借し都内で就農できるまでに数年を要する事例が多い。財団では、都内で農地が見つからず独立・自営就農できない者に対し、就農地が貸借できるまでの一定期間営農できる場所を提供し、新規就農希望者等の他県流出防止及び就農後の早期経営安定を図ることを目的とした就農準備支援事業について、東京都から委託を受けて検討を進めている。

本事業は5名程度の限られた利用者を確実に独立・自営就農させることを目的としており、利用者の選考基準には、より就農実現性が高いことが求められる。このため、事業コンセプトのPR活動から利用者決定までの一連の募集ステップを、効率的かつ効果的に実施するための募集方針を策定する。

5 委託業務の内容

就農準備支援事業の概要は別紙1のとおりである。新規就農希望者が栽培から販売までを行う営農実践を目的とした農場（以下、「トレーニングファーム」という。）の事業目的、事業コンセプト、対象者等を十分に理解した上で、以下の業務を行うこと。

(1) 先行事例調査

トレーニングファーム事業及びそれに関連する取組を実施している自治体及び民間団体等のPR手法等及び利用者募集のターゲット層の属性等について調査し、整理する。

① 調査内容

トレーニングファームの概要、実施主体、運営方法、利用者募集関係情報（PR手法、利用者募集方法、ターゲット層の属性等）等を収集する。

② 手法

対面又はオンラインによるインタビュー等

③ 調査対象

トレーニングファーム開設者等（受託者からのリストアップを踏まえて、財団との協議により5件程度の調査対象を決定する。）

(2) PR媒体調査

新規就農希望者が利用する求人媒体、農業関連の各種メディア及びイベント等を網羅的に調査し、財団が活用可能なPR媒体について検討する。

① 調査項目

- ・農業人材の求人が集まりやすい情報媒体
- ・新規就農希望者の接触機会が多いWeb又はその他のメディア
- ・就農に関連するイベント等
- ・各々のサービスを利用した場合に想定される経費、利用者数、利用者層等

② 手法

- ・対面又はオンラインによるインタビュー等

③ 調査対象

- ・各種媒体の発信者やイベントの主催者等（受託者からのリストアップを踏まえて、財団との協議により10件程度の調査対象を決定する。）

(3) 利用者募集コンセプト設計

(1)及び(2)の調査結果、財団の就農準備支援事業と先行事例の比較分析、ターゲット層のニーズ分析等を踏まえて、就農準備支援事業の利用者募集において強く打ち出すことが望ましいキーメッセージとペルソナの設定について検討する。これらの設定をもとに利用者募集コンセプトを設計すること。

(4) 募集方針策定

(3)の利用者募集コンセプトに基づいて、就農準備支援事業の利用者募集における具体的なスキームを検討し、以下の項目に従って募集方針を策定すること。

① 募集ステップ設計

新規就農希望者に対するPR活動から利用者決定までの募集ステップを設計する。

② KPI設定

就農実現性の高い者を選考したうえで募集定員を充足させるため、①で設定した各ステップに必要な人数を逆算しKPIとして設定する。

③ 募集方法設計

①で設計した各募集ステップで採用すべき手法等について設計する。それぞれの手法を採用した場合のコストも合わせて検討する。

④ スケジュール作成

①で設計した各募集ステップに必要な期間を想定したスケジュールを作成する。

(5) 経費積算

(4)にて策定した利用者募集方針に基づくPR活動から利用者決定の募集ステップを実施するにあたって、必要な経費を積算すること。なお、経費積算（概算で構わない）の中間報告は令和6年7月19日までに提出すること。

(6) 協議・報告

調査分析の経過、設計の方向性等について、定期的に財団と必要な協議及び報告を行うこと。

6 履行体制

(1) 業務体制

契約締結後、速やかに受託業務を履行するために必要な人員を確保すること。

(2) 業務責任者及び業務担当者の配置

受託業務全般を統括する業務責任者を配置すること。業務責任者は、本委託業務の履行に必要な進捗管理等を行うこと。

受託業務に関する実務を担う業務担当者を配置すること。業務担当者は、本委託業務の内容に精通し、財団及びヒアリング対象者との連絡調整等を行うこと。

(3) 実施計画書の作成

受託者は、契約締結後、速やかに次の内容を記載した「実施計画書」を作成し、提出すること。

- ・業務体制（業務責任者及び業務担当者の記載を含む）
- ・本委託業務の進め方
- ・全体スケジュール案

7 納品物等

本委託における提出書類等は、仕様書の各項目に準じるほか次のとおりとし、電子データ（メールによる提出可。ファイル形式については財団担当者と協議の上で決定する。）及び紙媒体1部を財団に提出すること。

- (1) 実施計画書
- (2) 各種調査等報告
- (3) 経費積算の中間報告
- (4) 実施報告書
- (5) その他、財団が必要と認めた資料等

なお、(1)については本契約締結後、速やかに提出すること。(3)については令和6年7月19日までに提出すること。(4)については令和6年12月27日までに提出すること。

8 支払方法

業務完了後に検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に一括払で支払うものとする。

9 環境に良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10 その他

- (1) 物品調達にあたっては、別紙2「東京都グリーン購入推進方針」を遵守すること。
- (2) 受託者は、次の各号に掲げる事項について、財団に書面により報告するものとする。
 - ① 委託業務の実施に関して発生した事故又は紛争の内容及びそれに対する措置等に関すること。
 - ② 非常災害その他の理由による委託業務の全部又は一部の中止（あらかじめそのおそれがある場合を含む。）に関すること。
 - ③ その他委託者が必要と認める事項
- (3) 再委託の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により財団と協議し、承認を得た事項については、この限りではない。
 - ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。
- (4) 秘密の遵守については、次のとおりとする。

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務の履行にあたり生じた苦情・クレーム・トラブル等の処理については、原則、受託者が責任をもって誠実に対応すること。対応にあたっては、財団と協議を行い、解決に努めること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、不正な行為や財団の信頼を損ねる行為など、信用失墜行為を行ってはならない。
- (7) 本業務の履行に係る一切の費用は、すべて本契約に含まれるものとする。
- (8) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (9) 本仕様書に定めなき事項、もしくは疑義が生じた場合は、財団と協議の上、決定するものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。
 - ① 関係法令及び本契約の定めるところにより、誠実にその業務を実施するものとする。
 - ② 常に善良な管理者の注意をもって本委託業務を実施しなければならない。

11 担当及び連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 農場開設準備係

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

TEL : 042-528-1357 (直通)

E-mail : noujojunbi@tdfaff.com

就農準備支援事業の概要

事業目的

- 未利用所有地を活用した農場を整備することで農地を貸借できるまでの一定期間の営農を実現する。
- 農場での農業経営の実践を通じて「稼ぐ農業」を身に付けさせることで、就農後の早期経営安定を支援するとともに、就農地への定着の円滑化を実現する。

基本的な考え方

- 事業コンセプト
『利用者が本農場での営農実績を対外的に示し、利用期間内に都内で独立就農を目指す』
- 利用者は5名程度とし、八王子研修農場修了生の他、他県研修施設修了生や雇用就農者等の一定の農業スキルを持った者が対象
- 利用期間は原則1年更新（3年間予定）
- 一人当たりの農地面積は、稼ぐ農業を身に付けるため3,000～5,000㎡
＋ビニールハウス150㎡×2棟
- 東京都から農林水産振興財団に農場運営委託

事業用地・施設整備計画

- ・旧大柳用地（八王子市上壺分方町595-1ほか）
敷地面積：約32,000㎡

<施設整備計画>

- ・ほ場 22,000㎡
- ・集出荷作業施設 612㎡
集出荷場
農機具置場
休憩室ほか
- ・ビニールハウス 12棟
- ・井戸、給水配管
- ・場内通路
- ・トラクターや管理機等農業機械
- ・野菜自動販売機 など



今後のスケジュール（予定）

- 令和6年12月まで：就農準備支援事業の利用者募集方針策定業務委託（本委託内容）
- 令和7年4月～冬頃まで：事業コンセプトのPR活動、利用者募集及び選考、利用者決定
- 令和7年冬頃～令和8年春頃：農場運営開始

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTTP の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの